

休眠預金等のお取扱いについて

平成 30 年（2018 年）1 月から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金等（以下「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成 31 年（2019 年）以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客様の申出により払戻しをさせていただくこととしております。

1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第 2 条第 6 項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から 10 年を経過した預金等をいいます。

2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第 2 条第 5 項各号に規定する日のうち最も遅い日です。

- ①当該預金等に係る異動が最後にあった日。
- ②将来における当該預金等に係る債権の行使が期待される日として定める日。
- ③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。
(1 か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)
- ④この預金が預金等に該当することとなった日。

3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

- (1) 休眠預金等活用法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する事由（法定異動事由）
 - ①入金、出金、振込、口座振替による債権額の異動
 - ②手形又は小切手の提示等第三者からの支払いの請求
(当該支払の請求を金融機関が把握できる場合に限る)
 - ③預金者等による公告の対象となっている預金等に対する情報提供の求め。
(公告開始日から預金保険機構への移管日までの問合せ)
- (2) 休眠預金等活用法第 2 条第 4 項第 2 号にもとづき当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由
預金種類ごとの認可事由は次項のとおりです。

預金等の種類	認可を受けた事由
当座預金	①預金者等の申出による通帳の発行（再発行に限る）。 ②預金者等による次に掲げる事項の全部又は一部に係る情報の受領。 <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫名称及びお客様の預金等を取扱う店舗の名称 ・預金等の種別 ・口座番号その他預金等の特定に必要な事項 ・預金等の名義人の氏名または名称 ・預金等の元本の額
普通預金	①預金者等の申出による通帳の発行（再発行含む）、記帳（窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く）、若しくは繰越。 ②預金者等の申出による次に掲げる契約内容の変更。 <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードの再発行 ・小口自動融資終了、カードローン契約の終了 ・総合口座への組入・組入の解除（平成 31 年 3 月 1 日以降のものに限ります） ③預金者等による次に掲げる事項の全部又は一部に係る情報の受領。 <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫名称及びお客様の預金等を取扱う店舗の名称 ・預金等の種別 ・口座番号その他預金等の特定に必要な事項 ・預金等の名義人の氏名または名称 ・預金等の元本の額 ④総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、法定の異動事由及び①～③に掲げる事由の全部又は一部が生じたこと。
貯蓄預金	①預金者等の申出による通帳の発行（再発行含む）、記帳（窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く）、若しくは繰越。 ②預金者等の申出による次に掲げる契約内容の変更。 <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードの再発行 ③預金者等による次に掲げる事項の全部又は一部に係る情報の受領。 <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫名称及びお客様の預金等を取扱う店舗の名称 ・預金等の種別 ・口座番号その他預金等の特定に必要な事項 ・預金等の名義人の氏名または名称 ・預金等の元本の額

預金等の種類	認可を受けた事由
納税準備預金	<p>①預金者等の申出による通帳の発行（再発行含む）、記帳（窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く）、若しくは繰越。</p> <p>②預金者等による次に掲げる事項の全部又は一部に係る情報の受領。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫名称及びお客様の預金等を取扱う店舗の名称 ・預金等の種別 ・口座番号その他預金等の特定に必要な事項 ・預金等の名義人の氏名または名称 ・預金等の元本の額
通知預金	<p>①預金者等の申出による通帳又は証書の発行（再発行含む）、記帳（記帳する取引がない場合を除く）。</p> <p>②預金者等の申出による次に掲げる契約内容の変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解約予定日の設定・変更 <p>③預金者等による次に掲げる事項の全部又は一部に係る情報の受領。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫名称及びお客様の預金等を取扱う店舗の名称 ・預金等の種別 ・口座番号その他預金等の特定に必要な事項 ・預金等の名義人の氏名または名称 ・預金等の元本の額
<p>（自動継続型）</p> <p>スーパー定期預金 期日指定定期預金 大口定期預金 変動金利定期預金</p>	<p>①預金者等の申出による通帳又は証書の発行（再発行含む）、記帳（記帳する取引がない場合を除く）。</p> <p>②預金者等の申出による次に掲げる契約内容の変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方式変更（通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更） ・総合口座への組入・組入の解除（平成31年3月1日以降のものに限ります） <p>③預金者等による次に掲げる事項の全部又は一部に係る情報の受領。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫名称及びお客様の預金等を取扱う店舗の名称 ・預金等の種別 ・口座番号その他預金等の特定に必要な事項 ・預金等の名義人の氏名または名称 ・預金等の元本の額 <p>④総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、法定の異動事由及び①～③に掲げる事由の全部又は一部が生じたこと。</p>
<p>スーパー定期預金 期日指定定期預金 大口定期預金 変動金利定期預金</p>	<p>①預金者等の申出による通帳又は証書の発行（再発行含む）。</p> <p>②預金者等の申出による次に掲げる契約内容の変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方式変更（通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更） <p>③預金者等による次に掲げる事項の全部又は一部に係る情報の受領。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫名称及びお客様の預金等を取扱う店舗の名称 ・預金等の種別 ・口座番号その他預金等の特定に必要な事項 ・預金等の名義人の氏名または名称 ・預金等の元本の額
定期積金	<p>①預金者等の申出による通帳又は証書の発行（再発行含む）、記帳（記帳する取引がない場合を除く）。</p> <p>②預金者等による次に掲げる事項の全部又は一部に係る情報の受領。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫名称及びお客様の預金等を取扱う店舗の名称 ・預金等の種別 ・口座番号その他預金等の特定に必要な事項 ・預金等の名義人の氏名または名称 ・預金等の元本の額

4. 休眠預金等活用法の施行に伴う預金規定の条文追加

休眠預金活用法の施行に伴い、各預金規定に「休眠預金等活用法に係る最終異動日」、「休眠預金等代替金に関する取扱い」の項目を追加させていただきますのでお知らせ致します。

追加規定の詳細については下記のファイルからご確認ください。

- ①当座預金規定（一般）
- ②普通預金取引規定（無利息型普通預金を含む）
- ③貯蓄預金Ⅰ型・Ⅱ型共通規定
- ④納税準備預金、通知預金共通規定
- ⑤定期預金共通規定
- ⑥定期積金規定

5. [金融庁ホームページにおける休眠預金等活用法に関する特設ページについて](#)